

一般廃棄物処理基本計画における目標値の検討について

◆現状の目標値および見直し目標値の提案

◎ごみ処理編 目標A (計画 12 ページ)

ごみ等排出量 (集団回収量を含む) を 37,000 t にする。
1 人 1 日当たりの排出量を 900 g / 人・日 を下回る数値にする。

▶平成 28 年度における平成 34 年度目標の達成状況

	基準(H23)	H28 実績	H28 進捗 管理値	H28 評価	目標(H34)	H34 評価
ごみ等排出量(t)	44,537	36,877	41,024	○	37,000	○
1 人 1 日当たりの 排出量(g)	1,086	895	998	○	899	○

▶新目標の設定 (案)

平成 34 年度の目標値を達成できていることから、現在の目標よりも一歩進んだ、以下の目標を設定します。

平成 34 年度におけるごみ等排出量 (集団回収量を含む) を 35,300 t 以下 にする。
平成 34 年度における 1 人 1 日当たりのごみ排出量を 870 g / 人・日以下 にする。

上記目標の設定にあたっては、

平成 39 年度におけるごみ等排出量 (集団回収量を含む) を 34,000 トン以下 とする。
平成 39 年度における 1 人 1 日当たりのごみ等排出量を 850 g / 人・日以下 とする。
を基礎として、本目標を達成するにあたって、平成 34 年度に達成すべき値として設定している。

※目標の設定根拠については第 4 回審議会 (10 月 31 日開催) 【資料 3】をご確認ください。

▶目標設定の根拠

前回の審議会でデータを示したとおり (第 4 回審議会 【資料 5】 参照)、紙類および食品ロスの賦存量として合計約 10,000 t が推計されています。

参考：内訳

紙類 ⇒ 家庭系：3,234 t 事業系：1,788 t 合計：5,022 t
食品ロス ⇒ 家庭系：2,948 t 事業系：2,238 t 合計：5,186 t

【資料 1】

以降の項目でも示しますが、目標 D については焼却量を現状から約 2,000 トン削減する必要があることから、新計画の期間においては特に食品ロスや紙類のリサイクルに重点を置くこととし、上記賦存量の内 2,000 t（紙類：1,000 トン、食品ロス：1,000 トン）の削減を進めます。

※ごみ等排出量に関しては紙类等資源回収量も含んでいることから、紙類がリサイクルに回ることでは、焼却量は減少するがごみ等排出量は減少しないと推測されま
す。

◎ごみ処理編 目標 B（計画 13 ページ）

再生利用率（集団回収を含めたリサイクル率）を 20%にする。
【資源化量を 7,400 t にする】

▶平成 28 年度における平成 34 年度目標の達成状況

	基準(H23)	H28 実績	H28 進捗 管理値	H28 評価	目標(H34)	H34 評価
再生利用率(%)	14.2	16.9	17.5	×	20.0	×
資源化量 (t)	6,321	6,239	7,186	×	7,400	×

▶新目標の設定（案）

平成 34 年度の目標を未達成だけでなく、平成 28 年度における進捗管理値も未達成であることから、現状の目標値を引き継ぐこととし、以下の目標を設定します。

平成 34 年度における再生利用率（集団回収を含めたリサイクル率）を 20%以上にする。
【資源化量を 7,000 t にする。】

▶目標設定の根拠

現在彦根市で回収されている古紙については、57.4%が集団回収、12.0%が行政回収、30.6%が店舗回収により回収がされている（平成 28 年度実績より）。目標 A に記載のとおり、紙類の内 1,000 t の削減を進めることとしているが、1,000 t すべてがリサイクルに回ると想定すると、上記記載の紙類の回収実績より当市の古紙回収量は約 700 t 増加するものと推測されます。

◎ごみ処理編 目標 C (計画 14 ページ)

最終処分量を 5,200 t にする。

【埋立ごみ量：1,520 t 焼却灰量等：3,680 t】

▶平成 28 年度における平成 34 年度目標の達成状況

	基準(H23)	H28 実績	H28 進捗 管理値	H28 評価	目標(H34)	H34 評価
最終処分量(t)	7,256	4,290	6,321	○	5,200	○
埋立ごみの 最終処分量(t)	2,318	459	1,955	○	1,520	○
焼却灰の 最終処分量(t)	4,938	3,831	4,366	○	3,680	×

▶新目標の設定 (案)

最終処分量の全体量として、平成 34 年度の目標値を達成できていることから、現在の目標よりも一歩進んだ、以下の目標を設定します。

平成 34 年度における最終処分量を 4,080 t 以下 にする。

【埋立ごみ量：420 t 焼却灰量等：3,660 t】

上記目標の設定にあたっては、

平成 39 年度における最終処分量を 3,890 t 以下 にする。

【埋立ごみ量：390 t 焼却灰量等：3,500 t】

を基礎として、本目標を達成するにあたって、平成 34 年度に達成すべき値として設定している。

※目標の設定根拠については第 4 回審議会（10 月 31 日開催）【資料 3】をご確認ください。

▶目標設定の根拠

焼却灰等については、目標 D で設定した焼却量の目標値に対して、平成 28 年度の灰化率 12.6% を乗じて算出した。

埋立ごみについては、近年減免ごみを含まない埋立ごみの量は減少しており、過去の減少の傾向を基に、平成 39 年度における埋立ごみの排出量を推計しました。

◎ごみ処理編 目標 D (計画 15 ページ)

焼却量を 28,100 t にする。

▶平成 28 年度における平成 34 年度目標の達成状況

	基準(H23)	H28 実績	H28 進捗 管理値	H28 評価	目標(H34)	H34 評価
焼却量(t)	35,061	30,286	31,897	○	28,100	×

▶新目標の設定 (案)

平成 28 年度における進捗管理値を達成しているものの、平成 34 年度の目標を未達成であることから、現状の目標値を引き継ぐこととし、以下の目標を設定します。

平成 34 年度における焼却量を 28,100 t 以下 にする。

▶目標設定の根拠

前回の審議会でデータを示したとおり (第 4 回審議会【資料 5】参照)、紙類および食品ロスの賦存量として合計約 10,000 t が推計されています。

参考：内訳

紙類 ⇒ 家庭系：3,234 t 事業系：1,788 t 合計：5,022 t

食品ロス ⇒ 家庭系：2,948 t 事業系：2,238 t 合計：5,186 t

以降の項目でも示しますが、目標 D については焼却量を現状から約 2,000 トン削減する必要があることから、新計画の期間においては特に食品ロスや紙類のリサイクルに重点を置くこととし、上記賦存量の内 2,000 t (紙類：1,000 トン、食品ロス：1,000 トン) の削減を進めます。

◎地域行動計画編 テーマ 1 (計画 43 ページ)

循環社会をめざして ～ごみ発生抑制、再使用を推進しましょう～

平成 34 年度の市民 1 人 1 日当たりのごみ等排出量を 900 g 未満にする

【内訳】 家庭系：578 g、事業系：321 g

平成 34 年度の市民 1 人 1 日当たりの生ごみ排出量を 320 g 未満にする

【内訳】 家庭系：210 g、事業系：109 g

▶平成 28 年度における平成 34 年度目標の達成状況

	基準(H23)	H28 実績	H28 進捗 管理値	H28 評価	目標(H34)	H34 評価
1 人 1 日当たりの 排出量(g)	1,086	895	998	○	899	○
内家庭系(g)	776	671	709	○	622	×
内事業系(g)	310	224	289	○	277	○
1 人 1 日当たりの 生ごみ排出量(g)	417	377	377	○	320	×
内家庭系(g)	298	283	267	×	221	×
内事業系(g)	119	94	110	○	99	○

▶新目標の設定 (案)

1 人 1 日当たりのごみ等排出量の目標設定については、ごみ処理編目標 A と整合性を取る形で設定をします。また 1 人 1 日当たりの生ごみ排出量については、組成調査等の割合から数値を推計するしかなく、正確な数値を把握することは困難であることから、組成調査で判明した、「紙ごみ」および「生ごみ」の割合を削減することを目標とします。

平成 34 年度の市民 1 人 1 日当たりのごみ等排出量を 870 g 以下にする

【内訳】 家庭系：650 g 以下、事業系：220 g 以下

平成 34 年度の家庭系燃やすごみに含まれる生ごみの割合を 30%以下にする。

平成 34 年度の家庭系燃やすごみに含まれる紙ごみの割合を 13.5%以下にする。

▶目標設定の根拠

市民 1 人 1 日あたりのごみ等排出量については、ごみ処理編目標 A と整合性を取り 870 g としました。家庭系・事業系の内訳については、平成 28 年度の実績から目標達成に必要な削減量 (25 g) を平成 28 年度の家系・事業系燃やすごみの割合 (家庭系：事業系 = 75 : 25) で按分し、家庭系・事業系の平成 28 年度実績より引くことで算出しました。

【資料 1】

	平成28年度 実績値	⇒	削減量	⇒	平成34年度 目標値
1人1日あたり の ごみ等排出量	895	⇒	25	⇒	870
内家庭系	671	⇒	21	⇒	650
内事業系	224	⇒	4	⇒	220

平成 28 年度の家庭系・事業系割合（家庭系：事業系＝75：25）で削減量を按分しているが、きりの良い数字とするため、若干の修正を加えている。

家庭系燃やすごみに含まれる生ごみ割合および紙ごみ割合については、ごみ処理編目標 A で示したとおり、紙ごみおよび生ごみそれぞれにおいて、1,000 t の削減を目指しています。平成 28 年度の家庭系・事業系割合（家庭系：事業系＝75：25）より紙ごみおよび生ごみそれぞれ 750 t が家庭系ごみから削減されると推計し、割合を算出しました。

	平成28年度 実績値		⇒	削減量	⇒	平成34年度 実績値	
	数値	割合	数値		割合		
家庭系燃やすごみ量	19,954	100.0%	⇒	1,500	⇒	18,454	100.0%
家庭系紙ごみ量	6,286	31.5%	⇒	750	⇒	5,536	30.0%
家庭系生ごみ量	3,233	16.2%	⇒	750	⇒	2,483	13.5%

◎地域行動計画編 テーマ 2 (計画 44 ページ)

循環社会をめざして ～再生利用を推進しましょう～

平成 34 年度 of 古紙 (衣類を含む) の資源回収量を 5,000 t にする。

【内訳】 集団回収：2,750 t、行政回収：1,000 t、店舗回収：1,250 t

▶平成 28 年度における平成 34 年度目標の達成状況

	基準(H23)	H28 実績	H28 進捗 管理値	H28 評価	目標(H34)	H34 評価
古紙の資源回収量(t)	3,901	3,883	4,377	×	5,000	×
内集団回収量(t)	3,051	2,210	2,914	×	2,750	×
内行政回収量(t)	607	509	762	×	1,000	×
内店舗回収量(t)	243	1164	701	○	1,250	×

※集団回収量および行政回収量については、衣類の回収量を含みます。

店舗回収量については古紙のみの回収量となります。

▶新目標の設定 (案)

過去 5 年間の実績が減少傾向にある点や、他の目標との整合性を踏まえて以下のとおり目標を設定しました。

平成 34 年度 of 古紙 (衣類を含む) の資源回収量を 4,900 t にする。

【内訳】 集団回収：2,800 t、行政回収：600 t、店舗回収：1,500 t

▶目標設定の根拠

現在彦根市で回収されている古紙については、57.4%が集団回収、12.0%が行政回収、30.6%が店舗回収により回収がされている (平成 28 年度実績より)。目標 A に記載のとおり、紙類の内 1,000 t の削減を進めることとしているが、1,000 t すべてがリサイクルに回ると想定すると現状の回収割合をもとに、集団回収が 570 t、行政回収が 120 t、店舗回収が 310 t 増加すると推測されます。今回推測した値を平成 28 年度の実績値に加えたものを目標値としました。

	平成28年度 実績	⇒	増加量	⇒	平成34年度 目標値
集団回収量	2210	⇒	590	⇒	2800
行政回収量	509	⇒	91	⇒	600
店舗回収量	1164	⇒	336	⇒	1500
合計	3883	⇒	1017	⇒	4900

◎地域行動計画編 テーマ 3 (計画 45 ページ)

地域力の再生を目指して ～環境コミュニケーションの醸成と

意識改革をすすめましょう～

平成 34 年度の出前講座等の延べ参加者数を 3,000 人にする

▶平成 28 年度における平成 34 年度目標の達成状況

	基準(H23)	H28 実績	H28 進捗 管理値	H28 評価	目標(H34)	H34 評価
最終処分量(t)	600	2,697	1,691	○	3,000	×

▶新目標の設定 (案)

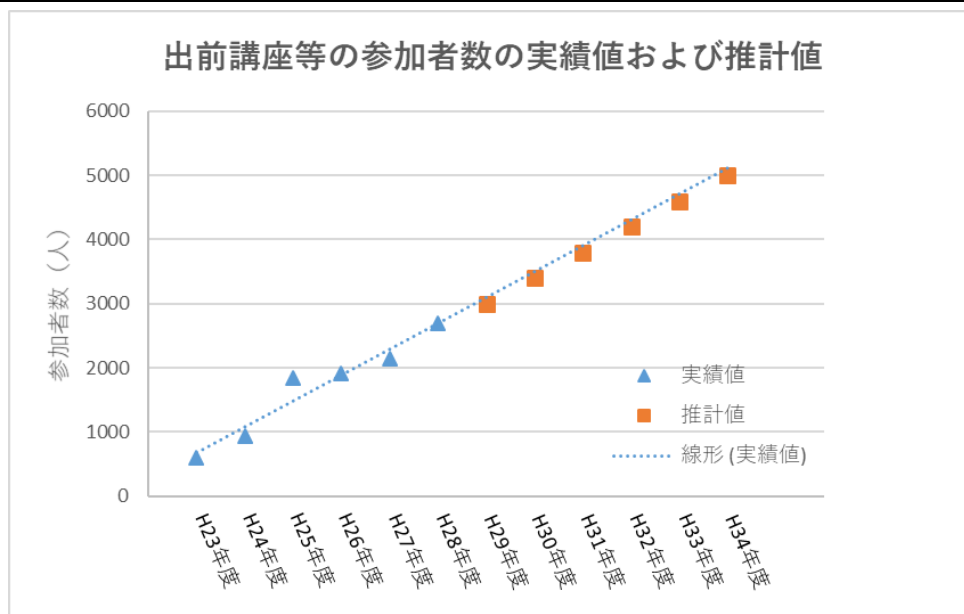
過去 5 年間の実績が増加傾向にある点を踏まえて、以下のとおり目標を設定しました。

平成 34 年度の出前講座等の延べ参加者数を 5,000 人にする

▶目標設定の根拠

過去 5 年の出前講座等の参加者数の実績から増加率を算出し、その増加率を今後も維持していくものとして、目標値を算出しました。

年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
参加者数	600	943	1,845	1,919	2,134	2,697
年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度
参加者数	3,000	3,400	3,800	4,200	4,600	5,000



◎目標設定に当たっての疑義事項および課題

▶災害等により発生した廃棄物の発生量の取り扱いについて

災害等（風水害や震災、火災など）の発生については、行政の取組によりコントロールできるものではなく、災害等により発生する廃棄物についても、行政の取組により削減等ができるものではありません。

しかし、ひとたび災害が発生すれば大量の廃棄物が発生し、ごみの排出量にも大きな影響を与えます。災害により発生する廃棄物については上記のとおり、行政の取組によりコントロールできるものではないことから、通常排出される廃棄物とは異なる扱いをする必要があると考えています。

具体的には、今回定めている目標数値には災害等により発生した量は含まないものとして、災害により発生した廃棄物の量を別途集計することを検討しております。

▶廃棄物の広域処理に向けた検討について

廃棄物処理の広域化に際して、1市4町がごみの分別を統一する必要があり、リサイクルや処理方法が変わる可能性があります。本来であれば、広域化におけるごみ処理やリサイクルを見据えて計画を検討すべきところですが、現段階では彦根愛知犬上広域行政組合における、ごみ処理の方向性が具体的に決まっていないことから、今回の見直しにおいて、その部分を具体的に検討することはできません。その為、今回の計画においては、現在の彦根市でのごみ処理方法を前提として計画を検討します。